

「北九州市循環型社会形成推進基本計画」の中間見直しについて

1 計画の概要

(1) 位置づけ

- 廃棄物処理法上、市町村に策定義務のある廃棄物処理計画
- 北九州市環境基本条例に基づく「北九州市環境基本計画」の部門別計画
- 「循環型」の取組みに「低炭素・自然共生」の取組みを加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す

(2) 対象

一般廃棄物(ごみと生活排水)と産業廃棄物

(3) 期間

平成23～32年度の10年間（平成23年8月に策定）

(4) 取組みの方向性

①最適な地域循環圏の構築

家庭ごみ・事業系ごみの減量・資源化、ごみ処理施設のあり方 等

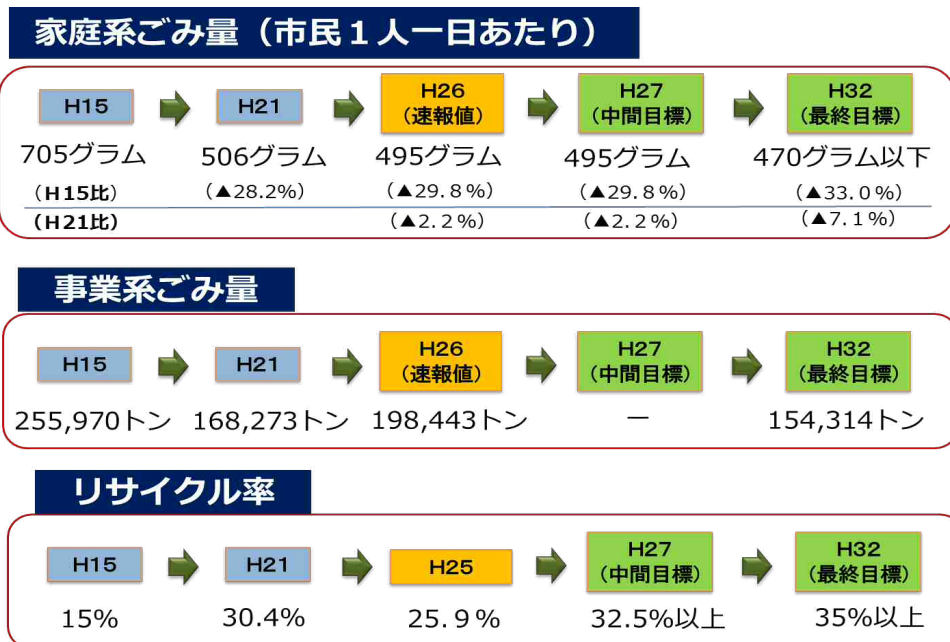
②低炭素社会、自然共生社会への貢献

廃棄物処理の低炭素化、まち美化対策の強化 等

③環境国際協力・ビジネスの推進

環境産業の創出・育成、環境国際協力・ビジネスの促進 等

(5) 主な目標値と現状



※H15:家庭ごみ収集制度見直し時(H18実施)の目標基準年度
(目標:家庭ごみ20%減量 リサイクル率25%以上)

H21:循環型社会形成推進基本計画の基準年度

2 計画の見直し

(1) 計画見直しの規定

この計画において、「経済社会状況や廃棄物量の変化等に的確に対応した基本計画の運用を図るため、適宜計画の見直しを行う。」としている。

本市のごみ処理の現状や国の新たな動向等を踏まえ、計画の中間時点での計画進捗の点検・評価を行うとともに、本市の廃棄物行政を取り巻く課題への対策を検討し、その結果に基づき計画の見直しを行う。

(2) ごみ処理の現状と課題

①ごみの減量・リサイクル

○家庭系ごみ

計画の中間目標(市民1人一日あたり 495 グラム)を達成し、概ね計画どおりに減量しているが、最終目標(同 470 グラム以下)に向け、さらに減量を進める必要がある。

○事業系ごみ

平成16年度の事業系ごみ対策以降、減量が進んでいたごみ排出量が、近年増加傾向に転じており、対策を講じる必要がある。

○リサイクル率

一時は 30%を超えていたが、平成 25 年度は 26%まで低下。中間目標(32.5%)と乖離しており、対策を講じる必要がある。

②廃棄物処理施設

平成3年竣工の日明工場が、約10年後に更新時期を迎えることから、本市における今後の全体的な焼却工場体制のあり方を検討する必要がある。

③国の環境政策の動向

○第三次循環型社会形成推進基本計画の策定(H25年5月)

・質に着目した循環型社会の形成

レアメタル回収、2R(リデュース・リユース)の推進 等

・地域循環圏の高度化

地域の実情や資源の性質に応じた、一定の地域圏内での資源循環システムの形成

○廃棄物処理施設整備計画の策定(H25年5月)

・広域的な視野で、地域の安定的・効率的な廃棄物処理システムを構築

・災害に対応可能な廃棄物処理システムの強靱化

○リサイクル法の見直し(食品・家電)

・今年度見直し予定の食品リサイクル法において、食品廃棄物の3Rに向けて、自治体が主体的な役割を担うことについて、言及の予定

(3) 見直しの進め方

- 北九州市環境審議会に諮問し、計画(案)を答申いただく。
- 審議内容を適宜議会に報告し、ご意見をいただく。

(4) スケジュール(案)

- 27年8月 北九州市環境審議会に諮問し、審議開始
- 28年2月 見直し計画の素案を作成
- 3月 市民意見募集(パブリックコメント)
- 5月 計画(案)の答申
- 6月 計画の決定及び議会報告